

# 小学教科書の敗戦

—宣長国学の表象をめぐる（その一）

田 中 康 二

〈要旨〉 昭和二十年八月十五日を境にして、近代日本のシステムがほぼすべて百八十度転回した。教育行政もその例外ではない。本稿では、小学教科書が敗戦の日を経てどのように変わったかについて、本居宣長の国学の取扱いをメルクマールにして検討する。敗戦直後、国民学校の科目および使用教科書の存続が重要課題になった。まず、四大改革指令の趣旨に従い、国語教科書は二度にわたる墨塗り処理、暫定教科書を経て改編され、宣長の詠んだ歌は教科書から消失した。次に、国史は指令により、授業が停止されたが、教科書の大胆な編成替えによって続行されることとなった。宣長の国学は戦前・戦中期には尊王論の文脈で語られていたが、戦後に国学は儒学や蘭学とともに、近世期の学問の一つとして扱われるようになった。第三として、修身は指令の趣旨により、科目自体が廃止となり、宣長の国学がふたたび教壇で講じられることはなかった。以上の三科目における戦前・戦中期教科書の国学像は、実体とはかけ離れた誤読とその場限りの曲解によって構築された虚像であった。国語教科書においては、無関係な事柄を無理矢理に解釈する牽強附会が行われ、国史

教科書においては、儒学を国学の範疇に組み入れるといった拡大解釈が行われ、修身教科書においては、国学の言説を恣意的に抜き取り、そこから都合の良い解釈を導き出す断章取義が行われた。これらの誤読と曲解によって、国学は本来の姿とは異なるイメージが植え付けられた。その結果、戦時中においては国威を発揚させ、人心を鼓舞するような役割を果たし、戦後においては墨塗りや削除の対象とされたのである。国語・国史・修身は国民学校国民科に属する、同一教科の科目として教授されたが、戦後には国語科と社会科という、まったく異なる教科として教授されることになった。

〈キーワード〉小学教科書・敗戦・本居宣長・国学・誤読と曲解

## 一、問題の所在

昭和二十年八月十五日、日本は連合国によるポツダム宣言を受諾し、終戦を迎えた。日本が戦争に敗れたことにより、政治・経済は言うまでもなく、思想・文化・教育までも深刻な影響を受けた。「小学教科書の敗戦」とは、敗戦の前後で小学校教科書がいかに変容したかということ在意図しているのであって、学校教科書がいかにして戦争に敗れたかということが第一義的な意味ではない。だが、戦前・戦中と戦後とを比較すれば、学校教科書もまた戦争に巻き込まれていたことは明白であり、否応なく敗戦を体験したことは確かである。そういった意味で、教科書の敗戦とは教科書それ自体が経験した戦争体験を繰り返る行為でもある。

さて、本稿の関心のありかは初等科（小学校課程）の教科書における「国学」の記述に関するものである。「国学」は国語・国史・修身の三科目において取扱われていた。とりわけ、本居宣長の国学に関する扱いは特筆すべきものであり、かつて「松坂の一夜」と「敷島の歌」をめぐって、その享受の一端を論じたことがある（注1）。だが、宣長国学の扱いは「松坂の一夜」と「敷島の歌」の二つに限るものではなく、より広い視野から俯瞰する必要がある。

以上のような展望のもと、本稿では戦前・戦中・戦後を通じて、宣長国学に関する小学教科書の記述がいかに変容したかということを見極めることにより、日本古典学の近代における展開を考える契機としたい。

## 二、教育行政の敗戦

敗戦の日をはさんで、日本はほとんどすべてのことが百八十度転回することを強いられた。戦前および戦時中の体制が瓦解し、すべての事柄は占領軍の意向、あるいは占領軍への忖度によつて決定された。教育行政もまた、その例外ではなかった。敗戦の同日に出された、文部大臣太田耕造名義の訓令によれば、「国体護持ノ一念ニ徹シ教育ニ従事スル」ことを旗幟として、焦土と化したこの国で茨の道を行く覚悟を表明する<sup>注2</sup>。終戦の詔勅と同日に、先手を打って出されたこの訓令は、敗戦国として歩む道を自ら切り拓くべく、率先して教育改革に取り組む意欲を示すものとなった。

この訓令に即して、さまざまな教育行政上の仕組みが見直されることになった。そういった中で、文部省は戦時教育体制を一掃して、平常の授業に移行するべく、「新日本建設ノ教育方針」（昭和二十年九月十五日）を発表した<sup>注3</sup>。その中に「三教科書」の項があり、次のように記されている。

教科書ハ新教育方針ニ即応シテ根本的改訂ヲ断行シナケレバナラナイガ差当リ訂正削除スベキ部分ヲ指示シテ教授上

遺憾ナキヲ期スルコトトナツタ

この方針にしたがつて、「終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」（昭和二十年九月二十日）が策定された。一般に、第一次「削除・修正（墨ぬり等）」通牒と称する。それは「終戦教育事務処理提要」の中に見ることが出来る。当該文書第三章「終戦ニ伴フ教育措置」「十四教科書」に掲載された。以下に摘記して検討したい。

中等学校、青年学校及国民学校ニ於ケル教科用図書ニ付キテハ追ツテ何分ノ指示アルマデ現行教科用図書ヲ継続使用シ差支ナキモ戦争終結ニ関スル詔書ノ御精神ニ鑑ミ適當ナラザル教材ニツキテハ左記ニ依リ全部或ハ部分的ニ削除シ又ハ取扱ニ慎重ヲ期スル等万全ノ注意ヲ払ハレ度此段及通牒

中等学校をはじめとする学校で使用されていた教科書に関して、正式な指示が下るまでの間は「戦争終結ニ関スル詔書」の趣旨に沿って、自発的に全文省略や部分削除、あるいは取扱い注意といった方向を決めて、それを実行することが望まれるという。戦勝国に対して恭順の意思を明確にし、連合国軍の機先を制して自ら進んで改革をするというわけである。

そのような教科書の内容を選別する際の具体的な方針、教材仕分けの基準は、次のように記される。

- 一 省略削除又ハ取扱上注意スベキ教材ノ規準概ネ左ノ如シ
  - (イ) 国防軍備等ヲ強調セル教材
  - (ロ) 戦意昂揚ニ関スル教材
  - (ハ) 国際ノ和親ヲ妨グル虞アル教材
  - (ニ) 戦争終結ニ伴フ現実ノ事態ト著ク遊離シ又ハ今後ニ於ケル児童生徒ノ生活体験ト甚シク遠ザカリ教材トシテノ価値ヲ減損セル教材

(ホ) 其ノ他承認必謹ノ点ニ鑑ミ適當ナラザル教材

ここに掲出された四項目（プラス一項目）は、たしかに連合国軍の意向を忖度し、終戦の詔勅（詔書）の趣旨をより明確にした基準と言ってよいかもれない。だが、その一方で、そのような方針の下に削除されたものを補うための補填教材について、次のように記しているのである。

二 教材省略ノ為補充ヲ必要トスル場合ニハ国体護持、道義確立ニ関スル教材、文化国家ノ国民タルニフサハシキ教養、躰等ニ関スル教材、農産増強ニ関スル教材、科学的精神啓培并ニ其ノ具現ニ関スル教材、体育衛生ニ関スル教材、国際平和ニ関スル教材等ヲ夫々ノ教科科目ノ立場ヨリ土地ノ情況、時局ノ現実等ニ稽ヘテ適宜採取補充スルコト削除された教材の補填教材として、さまざまな内容の教材が併記される中で、真つ先に「国体護持、道義確立ニ関スル教材」を掲出していることに注目したい。それは敗戦の日の文部相の訓令に明確に記されたことを踏襲した、当時の日本としては決して譲ることのできない最終防衛ラインであった。敗戦の日以来、その考えは一貫して変わっていない。そのような基準に沿って、国民学校後期用の国語教科書を例にして、削除すべき教材と取扱い注意の教材を具体的に例示しているが、ここではそれは省略に従う。

この省令に即して各学校で教科書の点検が行われたのは、地方によりバラバラであったようであるが、通達直後の九月中旬より十月中旬までの一ヶ月ほどのことであった。点検とは名ばかりで、実際に行われたのは、指示のあったところを教科書から引き裂き、文単位の訂正は墨を塗って見えなくした。そうして、それまでの教育を否定し、その内容を覆い隠すかのように、日本全国の実教育現場で黙々と墨塗り作業が行われた。

ところが、詔書の趣旨と占領軍への忖度との間にあった齟齬が顕在化した。連合国軍最高司令部（GHQ）は本格的に占領政策を実行に移し、War Guilt Information Program（戦争についての罪悪感を日本人の心に植えつけるための宣伝

計画）を着々と実行に移しにかかっていた（注4）。それは政治から行政にいたる変革のプログラムであるが、こと教育に限定すれば、一般に「四大改革指令」と言われるものであり、次の通りである（注5）。

一、日本教育制度ニ対スル管理政策（昭和二十年十月二十二日）

二、教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件（昭和二十年十月三十日）

三、国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件（昭和二十年十二月十五日）

四、修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件（昭和二十年十二月三十一日）

第一は教育制度全般にわたり、「教育内容、教職員、及び教科目・教材の検討・改訂についての包括的な指示」に関するもので、以下で詳述する。第二はこれを教員に適用し、「軍国主義的、極端な国家主義思想を持つ者」を教職から排除するもので、一般に「教職追放」と呼ばれている。第三は「信教の自由の確保と、極端な国家主義と軍国主義の思想的基盤をなしたとされる国家神道の解体により、国家と宗教との分離と宗教の政治的目的による利用の禁止」を指すもので、一般には「神道指令」と称する。第四は「軍国主義的及び極端な国家主義的思想の排除を教育内容において徹底しようとするもので、修身・日本歴史・地理の授業停止とそれらの教科書・教師用参考書の回収とを命じたもの」で、第四節以降で問題にする。

さて、このうち一の「日本教育制度ニ対スル管理政策」を具体化するために、第二次「削除・修正（墨ぬり等）」通牒が出されることになった。その途中経過として、「教科書図書取扱方ニ関スル件」（昭和二十年十二月二十七日発教八号、教科書局長ヨリ地方長官学校長）とする通達が届けられた。次の通りである。

標記ノ件ニ関シテ、九月二十日付文部次官通牒ヲ以テ指示致置キタルトコロ、其ノ後現行各教科書中削除訂正スベキ

箇所ニ付慎重検討シ目下聯合艦隊司令部ト打合中ナルヲ以テ、右決定ノ上ハ具体的ニ指示致スベキモ、追テ指示有之マデハ取り敢ヘズ右通牒ノ趣旨ニ則リ図書中不適当ナル箇所ニ付テハ必ラス削除訂正ヲ加ヘ、教育上遺憾ナキヲ期セラレ度、右為念及通牒

要するに、第一次墨ぬり処理では不十分であるとGHQから言い渡され、今その具体的指示を待つ待機中の状態であるというのである。考えてみれば屈辱的なことであつたに違いない。教室で指示した側の教師が、そのやり直しをさせられたからである。

このやり直し命令の意図するところは、占領軍による敗戦国からの主導権の奪還といった政治闘争もあるかもしれないが、それ以上にイデオロギー闘争の意味合いが強いと思われる。日本の戦時体制を支えたイデオロギーを排除することが急務であるとされた。その中核にあつたのが、敗戦の日の文部大臣訓令にも出る「国体護持ノ一念ニ徹シ教育ニ従事スル」というフレーズであつたことは間違いない。

このことは「日本教育制度ニ対スル管理政策」（昭和二十年十月二十二日）においてすでに示唆されていた。第一条のCに「教育過程<sup>(マ)</sup>ニ於ケル技術的内容ハ左ノ政策ニ基キ批判的ニ検討、改訂、管理セラルベキコト」として、教科書教材の採否について、次のように踏み込んだ内容を含んでいたのである。

(1) 急迫セル現情ニ鑑ミ一時的ニ其ノ使用ヲ許サレテキル現行ノ教課目、教科書、教授指導書ソノ他ノ教材ハ出来得ル限り速カニ検討セラルベキデアリ、軍国主義的乃至極端ナル国家主義的イデオロギーヲ助長スル目的ヲ以テ作成セラレタル箇所ハ削除セラルベキコト

教科書や教授指導書等の教材について、これを検討もしくは削除すべき旨が指示されている。ここに出る「軍国主義的乃至極端ナル国家主義的イデオロギー」という用語は、二ヶ月後の「神道指令」においては「軍国主義的乃至過激ナル国

家主義的イデオロギー」と、少し異なる訳語が用いられているが、実体は同じである（注6）。しかも、「神道指令」第二項の（へ）において、この用語について、その概念を厳密に定義し、用法を明確に整理・分類しているのである。次に引用するごとくである。

（へ）本指令中ニ用ヒラレテキル軍国主義的乃至過激ナル国家主義的「イデオロギー」ナル語ハ、日本ノ支配ヲ以下ニ掲グル理由ノモトニ他国民乃至他民族ニ及ボサントスル日本ノ使命ヲ擁護シ或ハ正当化スル教へ、信仰、理論ヲ包含スルモノデアル

- (1) 日本ノ天皇ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他国ノ元首ニ優ルトスル主義
- (2) 日本ノ国民ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ他国民ニ優ルトスル主義
- (3) 日本ノ諸島ハ神ニ起源ヲ発スルガ故ニ或ハ特殊ナル起源ヲ有スルガ故ニ他国ニ優ルトスル主義
- (4) ソノ他日本国民ヲ欺キ侵略戦争ヘ来リ出サシメ或ハ他国民ノ論争ノ解決ノ手段トシテ武力ノ行使ヲ謳歌セシメルニ

至ラシメルガ如キ主義

「軍国主義」的イデオロギーの削除は、すでに第一次墨塗りの段階で行われていた。したがって、(4)についてはすでに行われたことを繰り返しているに過ぎず、殊更に言い立てる必要はない。問題は(1)から(3)までの項目である。ここに至って、第二次「削除・修正（墨ぬり等）」通牒が出された理由が顕在化する。すなわち、「過激ナル国家主義的イデオロギー」的要素を教科書から取り除くことが何よりも必要であると判断したのである。他の元首に優越し、他の国民に優越し、他の国土に優越するという、強烈な優越意識を植え付ける教材を教科書から排除するということが眼目である。それは当初から政府が主張していた「国体護持」ということと密接な関係があることは言うまでもない。



ところで、政府が主張し続けた「国体護持」は今上天皇が引き続き在位することによって事実上、勝ち取ることができたわけである。教科書の教材は別にして、最低限の希望を叶えることができた。それでは、連合国軍側の「過激ナル国家主義的イデオロギー」とは何だったのか。おそらく、戦時においてこの体制を持続させるために利用されたイデオロギーを指すと考えるのが妥当である。そして、少なくともその一つが本居宣長を中心とする国学体系であったと推察することができる。戦時中に国学はその実体とはかけ離れ、一人歩きした偶像が戦時イデオロギーとして利用されたということである。いみじくも大久保正が指摘したように、「戦時中、国学が思想宣伝の具として利用され、多くの誇張と歪曲が加へられ、似而非国学の巨大なる偶像が築かれつゝあつた」のである<sup>(注7)</sup>。そのような「似而非国学の巨大なる偶像」とともに、宣長国学は墨を塗られ、教科書から姿を消した。詳細は次節で見ることになしたい。

### 三、国語教科書の敗戦

#### (一) 尋常小学校・国民学校初等科

宣長が尋常小学校の国語教科書に登場するのは、第三期国定教科書の巻十一（六年生前期使用）の第十七課「松坂の一夜」を嚆矢とする<sup>(注8)</sup>。大正十二年（一九二三）に初めて使用される教科書においてであった。「松坂の一夜」は、宣長が生涯の師となる賀茂真淵に出会う実話に基づいた物語で、大正六年に佐佐木信綱著『賀茂真淵と本居宣長』に収録されて一躍有名になった。真淵が偶然に立ち寄った松坂で宣長を迎え、古事記研究の志を高く評価し、宣長もそれに応えて三十余年の歳月の後に『古事記伝』を仕上げるという、麗しい師弟の交流と初志貫徹の素晴らしさを描いた物語として、名文の誉れ高い文章であった。これをリライトし、小学校六年生の教材としたのは、師弟の一期一会の出会いやたゆまぬ努力によって大志を成し遂げる不屈の努力といったテーマが、小学校卒業を半年後に控えた六年生にとって、これ以上ない

くらいふさわしいものであったと考えることができる。そこから第四期国定教科書（昭和十三年（一九三八））にも引き続き掲載され、第十三課「松坂の一夜」として命脈を保った。最終的には昭和十七年まで使用され、その後の第五期国定教科書においては、当該教材は『初等科修身』巻四の十一に移され、国語教科書から姿を消した。その後の顛末は第五節にて触れることになるだろう。

さて、国民学校令によって昭和十六年から尋常小学校は、国民学校初等科として衣替えした。第五期国定教科書では、「松坂の一夜」に代わって「敷島の歌」が六年生の国語教材として教科書に掲載される。敷島の歌は宣長が還暦の年に描いた自画像に賛をした、いわゆる自画自賛である。この歌は日露戦争と関係深い歌である。日露開戦時に戦費調達のために施行された煙草専売法により、専売局で作製・販売された煙草の第一弾が「敷島・大和・朝日・山桜」だったのである。敷島の歌はそれをきっかけにして、宣長の代表歌として広く日本国中に知られるようになった。なお、日露戦争後の明治三十八年十一月、宣長には従三位が追贈された。奇しくも明治天皇が日露戦勝報告のために伊勢神宮に親謁される途次、松阪に立ち寄りられて御自ら下賜されている。敷島の歌には戦争の影がつきまとう（注9）。

その敷島の歌がこの時期（昭和十八年）に初等科国語教科書に掲載されたのは、愛国百人一首の影響が想定される。愛国百人一首とは、昭和十七年十一月に日本文学報国会が情報局と大政翼賛会の後援のもとに、毎日新聞社の協力により編纂されたもので、太古から幕末までの愛国歌を百人一首よろしく選定したものである。敷島の歌は晴れて愛国歌の仲間入りを果たしたのである。教科書への掲載はこのことと密接な関係があると思われる。

それは『初等科国語』巻七の第二十一課「御民われ」の中で扱われた。標題は冒頭に置かれた万葉集歌による。そこには次の五首の歌が解説文とともに掲載されている。

御民われ生けるしるしあり天地の栄ゆる時にあへらく思へば

ひさかたの光のどけき春の日にしづこころなく花の散るらん  
箱根路をわが越えくれば伊豆の海や沖の小島に波のよる見ゆ

敷島のやまところを人とはば朝日にほふやまざくら花

ひとつもて君を祝はんひとつもて親を祝はんふたもとある松

標題にもなった万葉集歌は、伝未詳の歌人であるが、教科書は当該歌について、この大御代に生まれ合わせたことを喜び、生きがいを感じたものと解説し、「昭和の聖代に生をうけた私たちは、この歌を口ずさんで、更に新しい喜びを感じるのであります」と結んでいる。時局の空気が色濃く反映した解説と言ってよからう。この項目の四番目に配置されたのが敷島の歌であった。この歌について、次のような解説文が教科書に記されている。

さしのぼる朝日の光に輝いて、らんまんと咲きにほふ山桜の花は、いかにもわがやまと魂をよく表してゐます。本居宣長は、江戸時代の有名な学者で、古事記伝を大成して、わが国民精神の発揚につとめました。まことにこの人にふさはしい歌であります。

この歌の真意は「麗しさ」にあると宣長自身もとらえていたことを考慮すれば、第一文の解説は的を射ていると言つてよからう。ただし、その後の宣長の履歴を紹介するところで「国民精神の発揚につとめ」たとする箇所は、やはり同時代の空気を感じさせるフレーズである。昭和六年の満洲事変以来、「日本精神」という用語が爆発的に流行することになるが、それを小学生に向けて言い換えたのが「国民精神の発揚」であろう(注10)。すなわち、「御民われ」で扱われる和歌の解説には、本来の意味を押さえながらも、昭和十八年という時代を反映した解釈が加わっていることができる。

昭和十九年六月には、学童疎開促進要項が閣議決定され、都市部の国民学校初等科の児童は地方への疎開が奨励された。そのために、初等科の授業は形骸化していたと見なされるが、それでも何とか持ちこたえていた。そうして昭和二十

年八月を迎え、初等教育も激変する。まず、『初等科国語』巻七は夏休み前で一旦使用を中止されたようで、第二十一課は夏休み明けに授業が配置されていた教材のために昭和二十年には授業が行われていない。また、翌昭和二十一年には紙資源等の不足から、新しい教科書編纂がままならない状況により、国民学校時代の教材を活用した「暫定教科書」を用いて授業が行われることとなった。『初等科国語』巻七に関して、国民学校時代の教科書と暫定教科書を比較すると、次のようになる。

		国民学校教科書		暫定教科書
1		黒龍江の解氷	1	黒龍江の解氷
2		永久王	2	敬語の使ひ方
3		御旗の影	3	見わたせば
4		敬語の使ひ方	4	源氏物語
5		見わたせば	5	姉
6		源氏物語	6	晴れ間
7		姉	7	雲のさまざま
8		日本海海戦	8	山の朝
9		鎮西八郎為朝	9	燕岳に登る
10		晴れ間	10	月光の曲
11		雲のさまざま	11	朝顔に
12		山の朝	12	古事記
13		燕岳に登る	13	われは海の子
14	14	北千島の漁場	14	いけ花
15	15	われは海の子	15	玉のひびき

この表に基づいて、国民学校教科書から暫定教科書への改訂について、その実態を明らかにしておきたい。国民学校教科書から削られたものは、「永久王」をはじめとする囲み数字の教材七篇である。一方、暫定教科書に組み入れられたものは、「玉のひびき」以下の七篇である。「玉のひびき」以下の七篇は、実は『初等科国語』巻八に収録されていた教材であった。したがって、暫定教科書は『初等科国語』の巻七と巻八の二冊を取り合わせて作った教科書ということになる。

ここで『初等科国語』巻七から削除された教材に注目したい（注<sup>11</sup>）。取り除かれたのは、永久王・御旗の影・日本海海戦・鎮西八郎為朝・北千島の漁場・ゆかしい心・御民われ、の七篇である。削除理由について列挙すれば、「永久王」は皇室関連教材、「御旗の影」は武士道精神に関する教材、「日本海海戦」は戦意昂揚教

16	月光の曲	16	山の生活
17	いけ花	17	孔子と顔回
18	ゆかしい心	18	奈良の四季
19	朝顔に	19	万葉集
20	古事記	20	修行者と羅刹
21	御民われ	21	末広がり

材、「鎮西八郎為朝」は武士道精神に関する教材、「北千島の漁場」は地政学的観点が焦点化する教材、「ゆかしい心」は前線における兵士の和魂に言及した教材、「御民われ」は忠誠心を発揚する教材といったところである。問題にしたいのは、「御民われ」における全文削除の方針である。

この五首の歌には時代による共通点は見出せない。むしろ時代を横断する歌を拾っている趣がある。実際のところ、収録歌集は万葉集（上代）・古今集（中古）・金槐集（中世）・鈴屋歌集（近世）・落合直文（近代）と、各時代の歌をピックアップする形で選んでいる。また、テーマにおいては、「教材の趣旨」の中で次のように記されている。

和歌は古典文学の中でも、とりわけ大和心を端的にいひ表したものである。この古典に直接児童を触れさせ、そこに脈搏つ国民的な思考感動に共感させ、すぐれた伝統精神を児童の心の中に生かし、皇国民としての心情に培はうとするものであり、…。

要するに、当該和歌に共通するテーマは「大和心」であり、そこに内在するのは「国民的な思考感動」であり、児童に伝えるべきは「すぐれた伝統精神」であるというわけである。このようなテーマ設定であれば、いかなる古典和歌でも採録にふさわしく、特にこの五首でなければならぬという根拠はない。つまり、テーマに共通するところは見出し得ず、恣意的な選択と言わざるを得ない。ところが、この大雑把で曖昧な「教材の趣旨」の中に、時局の影を感じさせるのが「皇国民としての心情」という表現である。単に日本の「伝統精神」を包含する「大和心」ではなく、「皇国民」の持つべき「国民精神」ということになれば、ここでのテーマは一気に時代の色を帯びることになるだろう。

「御民われ」が「昭和の聖代」に生まれ合わせた喜びを謳い、「ひとつもて」が帝の聖寿を祝うことは直接的で、同時

代の空気を反映するのは当然のこととして、この首尾にはさまれた三首もまた、戦時下というコンテキストの中に置かれて、本来とは異なる意味で享受された可能性がある。第二首の紀友則「ひさかたの」は、のどかな春の日に桜がはらはらと散って気もそぞろにさせるの意であるが、散る桜が戦死する軍人を想起させる時代にあつては、当該歌がまとう死のイメージは払拭しきれない。それは第四首の本居宣長「敷島の」においてはより顕著であつて、「朝日ににほふ」が朝の日の光を浴びて麗しく咲き誇る意であるにもかかわらず、これを散る桜を詠んだ歌とする解釈が提出され、その数は夥しい数にのぼる（注12）。迫り来る現実が目を曇らせ、咲いた桜を散る桜に見誤らせたのである。そのような時局の空気に浸れば、中央に位置する第三首の源実朝「箱根路を」もまた、下句「沖の小島に波のよる見ゆ」は実朝が見た伊豆の実景を離れて、リアルタイムに行われていた海戦の姿を重ね合わせてしまふのである（注13）。

かくして「御民われ」の五首は敗戦を経て削除され、暫定教科書に取り込まれなかった。そうして、宣長の歌に限定すれば、ふたたび教材として教科書に掲載されてはいない。敗戦という陥穽から抜け出せていないのである（注14）。

## （二）高等小学校・国民学校高等科

敷島の歌に関して言えば、それが小学校国語教科書に掲載されたのは昭和十八年が最初ではない。それよりも四十年以上前にすでに教科書に掲載されていたのである。それは『高等国語読本』（明治三十三年）巻三第一課「大和心」の冒頭である。次に示す通り。

大和心とは、如何なるものぞ。唯我が国民のみ代代持ち伝ふる所の一のまごころなり。此のまごころは、猶美しき桜花の外国になくして、独り我にのみあるが如く、是によりて国の美をそへ光を輝かすなり。

されば昔の人、之をうたに詠みて、

敷島の大和心を人とはゞ、

朝日ににほふ山桜花。

と云へり。

「大和心」の内実について解説する際に、敷島の歌を援用するわけであるが、外国にはない桜を「大和心」の象徴とした当該歌をもって説明するのは的を射た解説であると言ってよからう。しかしながら、問題はその作者を「昔の人」として匿名にしているところである。宣長に従三位が追贈される前とはいえ、明治十六年にはすでに正四位が追贈されているわけであるから、位階の問題と考えるのも不合理であろう。教科書は位階の高低で掲載を決めているわけではないからである。ここでは、「大和心」を説明するための便宜として敷島の歌を援用したにすぎないということである。ここでは宣長の名は必要とされていない。

それから日露戦争を経て、宣長の名声が高まったことは前に触れた。敷島の歌がふたたび小学校の教科書に現れたのが、愛国百人一首所収の一首として国民学校初等科六年の国語教科書であったことも前に述べた通りである。ここでは宣長はビッグネームとして欠かすことのできないものとなっていた。

同じ頃、高等科の国語教科書には別の宣長歌が掲載されていた。『高等科国語』巻二の「十四山ざくら花」には、次の十首が載っている。

賀茂真淵

うらくとどけき春の心よりにほひ出でたる山ざくら花

本居宣長

さし出づるこの日の本の光よりこまもろこしも春を知るらむ

小沢蘆庵

父母の旅なるわれを思ふらむ待つらむさまのおもかげに見ゆ

香川景樹

富士のねを木の間木の間にかへりみて松のかげふむ浮島が原

加納諸平

壁立てるいはほとほりて天地にとゞろきわたる滝の音かな

井手曙覧

蟻と蟻うなづきあひて何かことありげにはしる西へ東へ

大隈言道

かささせるさゝぬも過ぐる橋の上の夕暮近き雨のはれがた

野村望東

紅のやまと錦もいろくの糸まじへてぞあやは織りける

太田垣蓮月

音もせずふるとも見えぬ朝じめり枝おもげなる青柳のいと

高崎正風

国といふ国をめぐりて日の本の人と生まれし幸は知りなき

宣長の歌は二番目に配置されている。標題の「山ざくら花」は冒頭の真淵の歌によっているのであって、この十首に共通する題というわけではない。もしそうであれば、第二首は敷島の歌がもっともふさわしいことになるが、それはすでに



『初等科国語』巻七第二十一「御民われ」に既習なのである。そういった意味でも、「山ざくら花」は真淵の歌からとった題である。掲出の十首は、近世中後期の歌人の歌をほぼ年代順に並べたものといえることができる。

このうち宣長の歌について、「編纂趣意書」（昭和二十年二月）には次のような解説がある。

第二首は、本居宣長の「鈴屋歌集一之巻」から採った。宣長は伊勢松阪の人で鈴屋と号し、初等科修身四にある「松阪の一夜」でも知られるやうに、真淵の門人となり、真淵の国学を祖述して有名な古事記伝四十八巻以下数々の著述を出した。また歌人としては新古風の和歌を詠んだ。享和元年七十二歳で歿した。初等科国語七「御民われ」には「敷島のやまところを人とはば朝日ににほふやまざくら花」が出てゐる。

「こま」は高麗、「もろこし」は唐土で外国の意、「きら／＼と美しくさし昇る朝日の光を拝んで、外国の地もその恵みに浴して暖かい春が来たのを知るであらう。」の意である。われ／＼が今この歌を誦する時、百五十余年前、今日の大東亜の情勢を予言した宣長の雄大な抱負に一層深い感銘を起すものである。鈴屋歌集には「年の始めに詠める」といふ詞書がある。

最初の段落は、主に宣長の生涯と著作に関して、他科目の教材との連絡を指示するまいようである。次の段落が当該歌の解釈に関わる言説であるが、この解釈が問題である。「さし昇る朝日の光を拝んで、外国の地もその恵みに浴して暖かい春が来たのを知るであらう」とパラフレーズしている。はたしてこの解釈は正しいものなのか。

この歌は引用文の最後にも指摘があるように、『鈴屋歌集』巻一の巻頭歌で「年のはじめによめる」という詞書が付されている。当該歌は『石上稿十五』に見出せるもので、その配列から天明五年元日に詠まれたものであることがわかる。この歌が直接、依拠したとは言えないが、宣長が敬愛した新古今和歌集巻一に、次のような歌が収載されている。

入道前関白太政大臣、右大臣に侍りける時、百首歌よませ侍りけるに、立春の心を

皇太后宮大夫俊成

けふといへばもろこしまでもゆく春を都にのみと思ひけるかな

今日は立春というので、はるか西の唐土までも行く春を、わが国の都にだけやってきたと思ったよ、の意。この歌は、春は東からやって来るといふ五行説に基づき、まず日本の都に春が立ち、次に唐土に春が立つという原理を下敷きにしてゐる。しかも、そのことを知らないふりをして、春を我が物にできると思い込んでいたことを自嘲するというひねりを効かせた歌である。

この俊成の歌について、『新古今集美濃の家づと』は取り上げてはいるけれども、それは「ゆく春」というフレーズを「立つ春」とすべきであると繰り返して述べるばかりである。いずれにせよ、この歌の発想の根幹には、春は東より来るといふ考えがある。実は宣長の歌も、この五行説に基づく考えによって詠まれたと推定することができる。初日の出がまははこの日本に現れ、それが次に高麗や唐土でも見られるように、立春もまた日本の次に高麗や唐土にも来るといふことを詠んだと解することができるであろう。

そのような歌意を棚に上げて、日本のお蔭で諸外国が暖かい春を享受できると解するのは、甚だしい曲解ではあるまいか。ましてや、「百五十余年前、今日の大東亜の情勢を予言した宣長の雄大な抱負」と敷衍するのは、甚だしい牽強附会というほかはあるまい（注15）。むろん、宣長が「高麗唐土」を歌に詠む場合、朝鮮や中国に対する激しい対抗意識が透けて見えるのは事実である。たとえば、四十四歳の時に描いた自画像の賛として詠んだものに次のような歌がある。

めづらしき高麗唐土の花よりも飽かぬ色香は桜なりけり

朝鮮や中国に自生する珍しい花よりも日本の桜花の方が飽きが来ないというのである。ここにはある種の文化的ナシヨナリズムのようなものを読み取ることができることも事実である。しかしながら、それは「珍し」に対する「飽かぬ」と

いう、きわめて消極的で謙虚な自己肯定であると言えよう。尊大で夜郎自大的なうぬぼれではない。

ひるがえって、「さし出づる」の歌はどうかといえ、元日に詠まれた立春の歌であることを土台に据えれば、立春の遅速を諧謔化して詠んだ歌ということになるだろう。よしんば外国に対する対抗意識という観点を交えたとしても、せいぜいのところ、高麗や唐土よりも早く春を感じる事ができる喜びを詠んだ歌と見ることができよう。

ところが、敗戦後この歌が最初にやり玉に挙げられた。第二次「削除・修正（墨ぬり等）」通牒により、「十四山ざくら花」の十首のうち、宣長の歌のみが削除要請を受けているのである<sup>注16</sup>。このことは何を意味するのか。それはこの教材を採択し、教師用の教授資料を執筆した者の意図に沿って当該歌を解釈し、諸外国への優越意識を詠んだ歌と判断されたということである。それはこの歌が詠まれた文脈から引き離し、先行歌との関係を見失い、まったく異なるコンテクストの中に放り込み、さらには時局との共時性を教授書の中で謳うという所業が為した、誤読と曲解の連鎖であった。そういった負の連鎖からついに抜け出すことができず、当該宣長歌は文字通り墨を塗られ、抹消されてしまったのである。この歌はふたたび国語教科書に採録されることはなかった。塗られた墨が剥ぎ取られることはなかったのである。

#### 四、国史教科書の敗戦

##### (一) 尋常小学校・国民学校初等科

明治三十三年（一九〇〇）の小学校令の改正により、尋常小学校の修業年限は四年に統一され、高等小学校は二年から四年の不定期となった。日本歴史（国史）は、当初は尋常小学校では授業が行われなかったが、修業年限二箇年の高等小学校で授業が行われていたので、実質的には小学校入学後五、六年目に習っていたことになる。そういった中で、本居宣長が最初に国定歴史教科書に登場するのは、『小学日本歴史』（明治三十六年刊）巻二の第十二課「尊王論」における次の

ような文章であった。

一方には、国学、しだいに、盛になりて、また、大いに、尊王論を助けたり、国学とは、わが国の古史、古文を研究する学にして、さきに、徳川光圀が、僧の契沖をして、古文を研究せしめたるより、おこり、賀茂真淵など、名高き学者、あひつぎて、出でたり。

（中略）

また、国学者にありては、真淵の門人本居宣長出でて、大いに、わが国体を説き、皇室の尊むべきゆゑを明にせり。これより、その門人ども、みな、その説をとなへしかば、人人、ますます、皇室の尊きを知るにいたれり。

まず、ここで注目すべきは、国学を「尊王論」の枠組みで扱っていることである。直前に山県大弐や武内式部を取り上げて、尊王論の勃興を論じた上で、国学がそれを扶翼したという筋立てを敷いている。そのような枠組みの中で扱われているので、国学は必然的に「国体」の優越性や「皇室」の尊崇性を説く学問として定義されることとなる。

もちろん、このような編集方針はこの時期にはじめて登場したわけではなく、文部省が教科書作成を領導する以前から存在した観点であった。たとえば、『新撰帝国史談』（明治三十一年刊）は前編卷三第二十七「尊王攘夷」の中で、「尊王の説」を唱える者として「高山正之・蒲生秀実・本居宣長・平田篤胤・頼襄」を挙げ、国体と皇室の尊貴を論じる者として一括りにしている。また、『小学国史』（明治三十三年刊）卷三第八課「尊王攘夷の論」では、国体の尊嚴を説く者を国学者とした上で、契沖・荷田春満・賀茂真淵・本居宣長・平田篤胤・埴保己一を挙げ、その業績を讃えた後、頼山陽を「国学者にあらざれども」と断りながら、尊王の士気を鼓舞したことを紹介している。したがって、最初の国定教科書はそういった路線に敷かれたレールの上を走る汽車にすぎないともいえよう。

このように国学が尊王論の文脈で語られるという既定路線は基本的に踏襲されていく。第二期の『小学日本歴史』（明

治四十二年刊）はこれをほぼそのまま受け継いで、国学の性質を尊王論として位置づける。なお、第一期・第二期ともに「尊王論」の次に「外艦の渡来と攘夷論」の項目を置いている。ここからは、江戸時代の中後期における尊王論と幕末の攘夷論を結びつける意図を読み取ることができる。

第三期教科書『尋常小学国史』（大正十年刊）になると、歴史叙述の手法が人物中心に変化したことが特筆される。上下巻合わせて、五十二課のうち四十五課が人名のタイトルになっているのである。これに関して『尋常小学国史編纂趣意書』（大正十三年五月）によれば、次のような編纂方針を採ったことがわかる。

本書ニアリテハ一層人物中心ノ実ヲ挙ゲントシ、主トシテ人物ニヨリテ課題ヲ立テタルノミナラズ、往々教訓トナルベキ幼児ノ逸話ヨリ説起シテ其ノ生立ニ及ビ、児童ヲシテ景仰ノ念ヲ起サシムルト共ニ、史実ノ概要ヲ知ラシムルコトヲ期シタリ。

つまり、歴史上の人物について、その生い立ちから説き起こし、幼児期のエピソードを教訓として用いることによって、児童の関心と敬仰の念を抱かせながら、史実の概要を把握させることがねらいであるという（注17）。偉人伝の形式であると言つてよからう。そのような編集方針から、「尊王論」の項目も書き換えられることになる。「本居宣長」と題された下巻第四十五課は次の通りである。

外には外国との関係はじまりて、やうやく事多からんとするに当り、内には学問の進むにしたがひて、尊王の論大いに起るに至れり。これより先、学問といへばたいい漢学なりしが、契沖といへる僧出でて、国語・国文の研究に心をひそめしより、国学始めて起れり。其の後国学の研究はおひくに進み、寛政の頃、本居宣長に至りて大成したり。

宣長は伊勢の松坂の人にて、はやく父を失ひ、母の手に育てらる。八歳の頃より読み書きを習ひたりしが、後契沖

の著せる書物を見て、始めて国学に志し、ついで賀茂真淵の弟子となりて、ますく其の研究を進め、遂に一代の大学者となれり。

此の頃漢学者の中には、みだりに支那を尊びて、かへつて我が国を卑しむの風あり。宣長大いに之をなげき、わが国体の万国にすぐれたることを明かにせんとして、数多の書物を著せり。中にも世に名高き古事記伝は、古事記といふ最もふるき歴史をくはしく説明したるものにて、実に三十五年の長き年月を経て、出来上りたるなり。其の間、宣長は四畳半の書齋にとぢこもり、日夜筆をおかず、時に退屈すれば、部屋の隅にかけたる鈴を鳴らして、自ら気を慰め又励みたり。よりて其の部屋を鈴の屋と名づけたりき。宣長は常に桜の花を愛し、自ら画きたる己が像に、

敷島の大和心を人とはば、

朝日にほふ山桜花。

と題せり。此の歌よくわが日本魂をよみあらはせりとて、後の世までもてはやさる。

宣長は、多くの書物をのこせし上に、日本全国にわたりて五百人に近き弟子をもちたれば、宣長の志をつぎて、盛に其の説をとふるもの多し。こゝに於て人々いよいよわが国体を弁へ、わが大日本帝国は、万世一系の天皇大政を御みづからしたまふべきものにて、幕府が政を専らにするは、道理にたがへることをさとるに至り、尊王の論ますく勢を加へたり。

ここでも宣長は「尊王の論」をテーマとする文脈の中で語られている。ただし、その中身は宣長の伝記に業績や逸話を織り交せて展開するダイナミックなものとなっている。以下、段落をまとめていく。全体としては、契沖が拓いた国学の道を宣長が大成した、というストーリーである（教科書の小見出しは「国学起る」。以下同じ）。その中に幼少期の家庭環境に言及し、先学との出会いを交えながら、国学に目覚める様子を語る（宣長の生ひたち）。主著『古事記伝』成立の経

緯に触れつつ、鈴を好んだエピソードを挟んで、書斎鈴屋の命名の理由を述べる（古事記伝を著す）。また、敷島の歌を取り上げて、終生桜を好んだことに触れつつ、歌の受容を述べる（「大和心」の歌をよむ）。そして、多くの弟子を育てたことを記して、門弟の活躍にも触れる。最後に宣長国学の与えた影響について言及し、「国体」と「尊王」を論じる人々が現れたことをもって結んでいる（尊王論大いに起る）。

さて、この第三期の国史教科書（『尋常小学国史』下巻）に宣長が大きく取り上げられたことにより、国語教科書（『尋常小学国語読本』巻十一）の「松坂の一夜」との関連で、にわかには宣長がクローズアップされることになる。国語と国史の二科目で、宣長は国学を大成した人物として広く知られるようになったからである。しかも、第三期の教科書は十五年間改訂されることがなく、もつとも長く使用された教科書であった。

第四期（昭和九年）の国史教科書（『尋常小学国史』下巻）は第三期の表現内容をベースにして、おおかたこれを口語体に移し替えたものであり、内容的にはほとんど改変はない。第五期（昭和十六年）の国史教科書（『小学国史尋常科用』下巻）は、やはり第四期を踏襲しているが、趣意書（『小学国史修正趣意書尋常科用』下巻）によれば、次の三点に変更が加えられたという。（一）国学ニ関スル叙述修正、（二）万葉集ニ関スル記事増補、（三）平田篤胤ノ事増補、という三点である。該当する箇所を引用すると、次の通りである。

（一）国学ニ関スル叙述修正

（四期）これまで、学問は漢学に限られてゐたが、契沖といふ僧が出て、国語や国文を研究して、その学問の道を開いてから、国学がはじめて起つた。

（五期）わが国体を明らかにするためには、日本の古い書物を研究して、古代の精神をはつきり知ることが大切であるので、古語・古文の研究をする学者が、つき／＼にあらはれるやうになつた。かうして起つた学問を、国学といつ

てゐる。

（二）万葉集ニ関スル記事増補

（四期）該当なし

（五期）万葉集はわが国最古の歌集で、歌は雄大・明朗であり、特に古代の人々の皇室に対する至誠を述べた歌が多い。  
い。

（三）平田篤胤ノ事増補

（四期）宣長は、有益な書物をたくさんのかした上に、日本全国にわたつて、五百人に近い弟子をもつてゐたので、宣長の志をついで、その説をとなへるものが諸国に出た。その為、国学はますます盛になつた。

（五期）宣長には、全国にわたつて、五百人に近い弟子があつた。これらの人々は、いづれも師の志をついで、国学を研究し、その説を唱へたが、中にも平田篤胤は、最も尊皇愛国の精神を鼓吹した。

（一）においては、国学の説明として「古代の精神」の復興を明記すること、（二）においては、万葉集が「古代の人々の皇室に対する至誠を述べた歌が多い」ことを明示すること、（三）においては、平田篤胤が「尊皇愛国の精神を鼓吹した」ことを強調することに主眼があると推測される。いづれも時局を反映した叙述の変更が大きな要因になつたと思われる。ところが、第五期教科書が長く使われることはなかつた。すでに昭和十六年から国民学校令により尋常小学校は国民学校初等科へと編成されていたからである。

第六期（昭和十八年）より『初等科国史』が使用されることになつた。当該項目は『初等科国史』下第十「御恵みのもと」三「国学」へと再編成されていた。それは次のような文章で始まっている。

万一、諸外国が日本に攻め寄せた場合、何よりも大切なことは、国民が尊い国がらをよくわきまへ、心を一つにし



て、敵に当ることあります。それには、国民が、国のため、正しい学問をして、大和心をしっかりと持つてゐなければなりません。かうした学問を進めた人に、徳川光圀や本居宣長らがありました。

この冒頭の一文は、明らかに時局を反映して、敵愾心をあおる記述になっている。それは杞憂でも仮定でもなく、近い将来に想定される現実の姿であった。そのような挑発的な文で始まる「国学」は、その代表として徳川光圀と本居宣長を挙げている。ここで宣長とともに光圀を国学者の代表としている点を考えてみたい。

光圀が国学を推奨し、契沖の登場を促したことは、すでに第一期教科書に記されている。しかしながら、光圀を国学者の代表とする記述は、ここではじめて出てきたものである。この点について、『初等科国史下教師用』（昭和十九年六月）を参照したい。該当箇所は次の通りである。

題目を「国学」としたのは、教材の重点を、宣長の大成せる国学に置いたからであるが、一面には、たとへ儒学の系統を引くものでも、尊皇思想の母胎となつたものは、これを国学に準ずるものとして取扱ふ、いはば国学を日本的諸学の意味に解しようとする意図もはたらいてゐる。光圀の学問とその国家に対する寄与を、前節「名藩主」で取扱はないで、わざわざ本節に繰り入れたゆゑは、まさにこれがために外ならない。

宣長に重点を置いたから「国学」としたというが、それは題目を「本居宣長」から「国学」へと変更した理由にはならない。それならば、「本居宣長」を据え置けば良いだけである。問題は儒学の系統であつても国学に準ずる「日本的諸学」の意にとらえ直す理由が、「尊皇思想」を生み出す母胎となるものという位置づけである。これは国学の定義に関わる重大な解釈変更を伴うものである。ひとまず尊皇思想を国学の属性の一つであると仮定して、その属性にあてはまるからといって、儒学を国学の範疇に入れるのは、国学の拡大解釈に他ならないからである。

教科書編者もそのことは重々認識していた。それゆゑ、次のような苦しい言い訳を重ねることになる。

儒学と国学とを対立させることは、極めて常識的な手法であるが、前者を唐ごころの現れ、後者を大和心の結晶と見て、両者を簡単に割切るのでは、抽象主義に陥る虞れがある。宣長らが唐ごころまじれるものとして排斥したのは、学問の醇化、国学の純粋性を主張するためであり、時流に棹さす儒学の無自覚を非難したものと見られる。随つて、水戸学・会津学・土佐南学のやうに、日本化されたばかりでなく、更に国学勃興の刺戟にさへなつた儒学を准国学として取扱ふことは、何ら国学の面目を傷つけるものではない。

儒学と国学を峻別するのは「抽象主義」であり、宣長自身が「漢意」として批判した理念にさえも反するというのである。この議論は一般論としては受け入れることも可能である。たしかに宣長が批判した「漢意」は、日本人でありながら、漢土のものであるという一点で何でもありがたく思う、いわば「外国かぶれ」を批判して名付けたものであるから、闇雲に儒学を非難するのは宣長の意向に反するという論理は首肯される部分はある。しかしながら、「日本化（日本びいき）」という一点によって、水戸学・会津学・土佐南学などを「准国学」と称するのは、何とも奇妙な理屈である。要するに、日本古典を知識基盤とし、古典和歌を詠み、和文を書くことを旨とする国学と、中国古典を知識基盤とし、漢詩・漢文を表現手段とする儒学は、拠つて立つ立脚点が異なっているのである。苦しい言い訳と言うほかはない。

そういった理屈から導き出される「国学」観は、幕末の倒幕運動や尊皇運動、そしてその結果としての明治維新へとつながる思想運動として認識されることになる。いみじくもそのことを次のように述べている。

かくてこの期の学問は、儒学の日本化から、国学の建設へと学問醇化の途をたどるとともに、研究が実践へと発展するところに、最も著しい特色を示してゐる。

ここに示されているのは、国学は日本化した儒学から生まれ、より先鋭的に日本化の道をたどるが、それは研究の深化とともに、日本化の「実践」へと向かうものだという国学史観である。国学は日本の王政復古を下支えしたという考えの

もと、本項目は次の一文で締めくくられる。

明治の御代、朝廷では、尊皇の志の厚かった、これらの人々に対し、その功をおほめになつて、それぞれ位をお授けになりました。

このことは、明治十六年に国学四大人に対して、正四位の追贈が行われたことを指している。国学者が日本の近代を導いたとする考えが高らかに表明されているのである。

さて、第六期『初等科国史』も寿命は短く、敗戦によって奈落の底にたたき落とされることになる。第二節で確認したように、昭和二十年十二月、GHQにより歴史教科書の停止が言い渡されたからである。国語教科書のように、一部墨塗りで済まされるようなものではなかった。とはいえ、歴史を教えないわけにはいかなないので、新しい歴史教科書の編纂が企てられた。結果的にできたのは、第七期国史教科書『くにのあゆみ』（昭和二十一年九月）である（注18）。それは日本神話から始まる戦前・戦中の教科書とは違って、石器時代の記述から始まっている。第一「日本のあけぼの」のはじめに「一 歴史のはじめ」として、「文化の開けなかつた大昔」の生活が活写されるのである。それはGHQの「神道指令」に沿った編集であると言つてよい。

そういった中で、「国学」はどのように描かれたのか。第八「江戸と大阪」の「三学問の道」というのがそれに当たる。そこには、「儒教と寺子屋」と「蘭学」に挟まれて、「国学」が置かれている。以下の通りである。

国学 儒教が盛んに行はれるにつれて、すべてのものごとを見て行く上に、昔の学者の意見にとらはれず、ぢかにそのものについて考へてみるといふ、学問の道が開かれるやうになつてきました。

わが国の大昔の言葉や、歴史を明らかにすることに志ざす学者が出てきました。これらの人人は、万葉集や古事記の研究を盛んに行ひ、儒教や仏教がまだつたはつてこない時代の、わが国の姿を知らうとつとめました。これを国学

といひます。伊勢松阪の本居宣長は、一生かかつて、古事記を研究し、古事記伝をあらはしました。

昔の人人が書きのこしたものは、たとへわづかなものでも、そのころの世のありさまを知る、大せつな材料になります。宣長と、同じころの学者、塙保己一は、昔の本を多くあつめて、群書類従といふ名をつけ、版にして、失はれないやうにしました。また、水戸の大名徳川光圀は、けらいにいひつけて、全国から、歴史の材料となる古い本や書きものを集めたり、うつさせたりして、長い間かかつて大日本史をつくらせました。

内容の検討に入る前に、「学問の道」の構成について考えてみたい。儒教（儒学）の次に国学が来るのは従前の形であるが、そこに蘭学が続くことによつて、国学が絶対的なものではなく、より相対的な学問体系であり、数ある学問の一つであることが印象づけられている。とりわけ、蘭学の記述が他の二つの二倍以上の分量を用いて記述されていることも特筆される。「国学」絶対化を構成の上からも否定していると言つてよからう。

次に記述内容であるが、それまでの教科書と大きく異なる点は、国学の属性として尊王論・尊王思想に言及していないことである。その代わりに、「すべてのものごとを見て行く上に、昔の学者の意見にとらはれず、ぢかにそのものについて考へてみる」という定義が施されていることである。この性質は、本居宣長『うひ山ぶみ』における次の記述と符合するものである。

古学とは、すべて後世の説にかかはらず、何事も古書によりてその本を考へ、上代の事をつまびらかに明らむる学問也。（「古学の輩」自注）

後世の注釈を鵜呑みにするのではなく、古典そのものに即して古典を検討する方法は、現代では文献実証主義と称して、国学（文献学）の原則とされるものである。尊王論から文献実証主義へ、というのが、国学観の変容の一点目である。

二点目として、国学の業績に関して本居宣長『古事記伝』のほかに、塙保己一『群書類従』と徳川光圀『大日本史』を併記していることである。光圀を取り上げる点では戦前・戦中と同じであるが、その取り上げ方が異なる。戦前・戦中の教科書は尊王思想の代表として、光圀と宣長を併置していたが、ここでは『古事記伝』と『大日本史』を併置していることに意味がある。さらに言えば、『群書類従』を置くことによって、それらの業績の持つ意味が変容する。つまり、『古事記伝』は注釈書の執筆であり、『群書類従』は叢書の編集であり、『大日本史』は歴史書の編纂である。それらに共通するのは古典文献の基礎作業の成果としての業績であって、国学の思想的意味づけではない。すなわち、国学から尊王思想を脱色し、純粹に日本を対象とする学問という位置づけに変化したのである。

三点目として、国学が解明するものは、戦前・戦中では「国体」や「皇室の尊嚴」とされていたが、『くにのあゆみ』においては「儒教や仏教がまだつたはつてこない時代の、わが国の姿」としている点である。後者の国学観は、たとえば平田篤胤『古道大意』上に展開される次のような言説に見られるものである。

古へ儒仏の道いまだ御国へ渡り来らざる以前の純粹なる古への意と古の言とを以て、天地の初めよりの事実をすなほに説考へ、その事実の上に真の道の具わつてある事を明らむる学問である故に、古道学と申すでござる。(『古道大意』上)

儒教や仏教が渡来する前の国の姿を「古意」と「古言」に即して再現するのが「古道学」であるという。ここでは篤胤が自らの「古道学」をこのように定義しているのであるが、賀茂真淵や本居宣長も異口同音の言い回しで国学を定義している。つまり、国学者たちによる国学の最大公約数的な定義が儒仏渡来以前の「わが国の姿」を追究することだったのである。そういった意味で、戦後の歴史教科書における国学の定義は先祖返りしたと言えよう。

以上の三点において、第七期教科書はそれまでの戦前・戦中の教科書に描かれた尊王論・尊王思想の権化としての宣長

から、文献実証主義にして古代文化研究の真摯な学究へというイメージの転換を図った。その後、昭和二十二年からの学制改革と、国史が社会科の中に一科目として取り込まれたことにより、第七期国定国史教科書『くにのあゆみ』は教科書としての寿命が極端に短かった。また、昭和二十二年の学校教育法の制定による教科書検定制度によって複数の教科書が著され、地方の教育委員会の裁量によって、任意の教科書が採択されるシステムになった。だが、基本的な方針は最後の国定教科書となった第七期教科書の編集方針に沿って編纂され、ふたたび宣長が尊王（尊皇）思想の文脈で登場することはなかった。

## （二）高等小学校・国民学校高等科

明治四十年（一九〇七）、小学校令の一部改正により、尋常小学校が四年制から六年制になり、高等小学校が二年制となった。それに伴って、日本歴史（国史）は尋常小学校五、六年と、高等小学校一、二年で習うことになった。改正後の高等小学校の最初の日本歴史の教科書に掲載された本居宣長の記事は、『高等小学日本歴史』巻二（明治四十四年）「十五尊王論と国学の勃興」である。該当箇所を次に引用する。

尊王論の漸く盛なるに当りて、国学勃興し、更に之を刺激して益々其の勢を助けたり。曩に徳川光圀の国史の研究に従事せし頃、大阪に僧契沖あり、我が国の古文を講究して発明する所多し。光圀之を景慕して、其の世を終ふるまで存問絶えざりきといふ。是より国学漸く盛にして、荷田春満吉宗の時に於て、其の門人賀茂真淵、真淵の門人本居宣長等相踵ぎて現れたり。中にも宣長は深く古史・古文に通じ、古事記伝を始として著書極めて多し。当時漢学者の中には、儒教に心酔するの余り、支那を尊び我が国を卑しめ、内外本末を誤れるものあり。宣長いたく之を慨き、努めて儒教を排斥せり。次いで平田篤胤あり。宣長の学を伝へて頻りに神道を主張し、極力儒・仏を攻撃せり。又宣長

と時を同じうして埒保己一あり。幼にして明を失ひしが、博聞強記にして古典に通じ、群書類従を編纂して世に伝へたり。かくの如く国学の大家多く現れて、古史・古文の研究愈々盛になりしかば、世人益々我が国体の尊嚴なるを覺り、大義名分の忽にすべからざることを明かにするに至れり。

徳川光圀の『大日本史』編纂に始まる尊王論の芽生えを説き、尊王論の魁として武内式部の活動を紹介し、数人の尊王論者を列挙した後の叙述であり、「国学の勃興」の小見出しが付されている。契沖を魁に春満・真淵と繼承され、宣長に至つて『古事記伝』を著し、儒教を排斥する国学を確立する。次に、篤胤の神道説や保己一の『群書類従』編集にも言及する。そして、最後に「国体の尊嚴」と「大義名分」の重要性を説いて結んでいる。この中身は、第二期『尋常小学日本歴史』第二「第十尊王論」の延長線上に編集されたもので、人名や書名が付加され、肉付けされていると言つてよからう。

大正十四年（一九二五）より、『高等小学日本歴史』の名称が『高等小学国史』に改められ、教授内容も修正が加えられた。それは尋常小学校の第三期教科書の改訂に合わせた改変でもあった。第二期の尋常小学校教科書は、「尊王論」から「本居宣長」へとタイトルが変更されたが、高等小学国史は相変わらず「尊王論と国学の勃興」のままであった。該当箇所は次の通り。

かくの如く天下に率先して尊王の大義をとなへたるものはたちまち罪せられしかば、公に幕府の不義を論ずるもの絶えたりしも、尊王の思想はおさへ得べくもあらず、かへつて国学の興るにつれてますますくひろまれり。さきに光圀が国史の研究をはじめし頃、大阪に僧契沖あり、博学にしてわが古語にくはしく、光圀の請によりて万葉集の註釈をあらはせり。これより国学の研究盛になり、寛政の頃伊勢の本居宣長によりて大成せらる。宣長は賀茂真淵の門人にして、深く古史・古文をきはめ、古事記伝をはじめ数多の書をあらはして、国体を明かにするにつとめたり。その学

を奉ずるもの多かりしが、中にも平田篤胤最もあらはれ、儒・仏をしりぞけて神道をとなへ、盛に尊王愛国の精神を鼓吹せり。かつて

人はよしからにつくとも、我が杖は

やまと島根にたてんとぞ思ふ。

とよみて、おのが主義を示したりき。また宣長と時を同じうして塙保己一あり。盲人ながら博聞強記にして、幕府の保護を受けて和学講談所を江戸に設け、広く古書を集めて群書類従一千八百余冊を出版せり。こゝに於て国学研究の便も開けゆきぬ。

かくて古史・古文の研究いよく盛になりしかば、世人ますますわが国体の尊厳なるを知り、大義名分のゆるがせにすべからざるをさとるに至り、尊王家相ついで出でたり。

尊王思想家を語る中で国学者の活動にシフトしている。光圀が契沖を庇護したところから国学が始まり、真淵・宣長・篤胤へと話を進め、塙保己一で締めくくっている。改訂前と異なる特徴は、篤胤の歌を紹介して、「尊王愛国の精神」を強調しているところであろう。その方向性は、尋常小学校の国史が第五期（昭和十六年）になって修正される箇所を十数年も先取りするものであった。それゆえ、ここでの内容は、その後にも口語体に移し替えられること以外、ほとんど改変されることなく国民学校時代に突入した。

国民学校初等科と同じく、昭和十九年に高等科も『高等科国史』の編纂が始まり、同年に上巻が刊行されたが、下巻の刊行は確認できない。それは昭和二十年四月から高等科授業が閉鎖されたことと無関係ではあるまい（注19）。教科書自体が必要とされなかったのである。そうして敗戦を迎え、そのまま歴史教科書の使用停止命令が出された。『高等科国史』下巻はついに日の目を見ることはなかったのである。



さて、敗戦を経て、国民学校高等科は学制改革に伴い、新制中学校に改組された。歴史科目の授業停止の後、最初に編纂された後続の教科書は『日本の歴史』（昭和二十一年十月刊）であった。『日本の歴史』は『くにのあゆみ』と同じく大胆な改変を余儀なくされたが、基本的な改訂の枠組みは同じである。国学関係は第九章「国民生活の向上」第二節「学問と芸術」に「儒学・国学・洋学」の範疇に割り当てられ、次のような文章が置かれた。

国学は、古事記・日本書紀・万葉集・古今集・源氏物語などの古典を研究する学問として、この時代の中期からおこつたが、その先駆となつたものは、元祿のころに万葉集の注釈を行つて古典の研究に新生面を開いた契沖である。ついで、荷田春満が出て国学の向かふところを定め、賀茂真淵はその教へをうけて、師の主張と研究を一そう強く推進した。真淵の門人本居宣長が古事記の注釈をなしとげ、学問の体系を立てるに及んで、国学は大成した。そのころ、別に塙保己一は、盲人の身をもつて江戸に和学講談所を開き、古書・古記録を集めて群書類従を編纂し、研究の利便に供した。さらに宣長の学統から、平田篤胤が現はれて学派の勢力を拡大し、伴信友は国史の研究、故事の考証に精密該博な学識を示し、幕末には、鈴木重胤・大国隆正らの活動があり、国学の發達普及の勢ひはときと共に盛んになつた。

国学解説の大枠は『くにのあゆみ』と同じであり、取り上げる人物も重なる者が多いが、より多くの古典文学作品を例示している点や、伴信友や鈴木重胤、あるいは大国隆正等に言及している点で、小学校よりも課程が上位であることをうかがわせる。

また、尊王論に関して言えば、『くにのあゆみ』にはまったく言及がなかったけれども、『日本の歴史』は第十章「江戸幕府の政治」第一節「朝廷と幕府の関係」の第三項目に「尊王斥覇」として触れている。ここでは武士階級の者の中から幕府を嫌い、皇室を敬慕する者が現れ、それが幕末の勤王討幕運動へと続く流れを形成したと結んでいるのである。「尊

王攘夷」ではなく、巧妙に「尊王斥霸」と言い換えていることも注目される。そもそも「尊王斥霸」とは朱子学の大義名分論に基づく用語で、王道を尊び、霸道を排斥することである。王道とは、古代中国においては徳によって世を治める先王の意であるが、日本においては帝の治世を意味する。それに対して霸道とは、徳によるのではなく、義のない覇権によって力尽くで服従させる恐怖政治を意味する。往々にして日本では、霸道は幕政の末期に芽生える。つまり、「斥霸」とは、武士自体が霸道となった幕府を打ち倒す意（倒幕）であり、幕府の内部崩壊を示唆する用語に他ならない。そこには尊王論に国学を結びつける観点は微塵もない。「幕府の压制を嫌ふ者」による尊王論と、「古典を研究する学問」としての国学とは、まったく異なるパラダイムのもとに配置されているのである。

かくして国史教科書における「国学」の位置づけは、敗戦を経て大きく変化した。その後の検定教科書においても基本的にこの筋立てを踏襲する形で執筆されていると考えてよい。

## 五、修身教科書の敗戦

### （一）尋常小学校・国民学校初等科

明治五年の学制発布に伴い、小学校で教授される科目の中に修身が設置された。近代のはじめには、西洋の道德書の翻訳を用いて授業をおこなったり、江戸時代以来の儒教道德を中核に据えたり、といった試行錯誤があった。そういった中で、明治二十三年（一八九〇）十月三十日に教育勅語（教育ニ関スル勅語）が發布された。教育勅語は前年に発効した大日本帝国憲法の精神に即して、忠君愛国を根本理念として国民道德の基本を定めたもので、学校教育に多大な影響を及ぼした。修身は教育課程の中で教育勅語のもっとも強い影響を受けた。教育勅語発布後はその理念に基づいて修身教科書が編纂されるようになった。その編集方針は国定教科書になってからも継承され、とりわけ第二期以降は、四年生以上の教

科書巻頭に教育勅語全文が掲示され、六年生の教科書の巻末には、その解説が載ることになった。そういった意味で、修身は教育勅語とともに歩み、教育勅語とともに消えていったということもできよう。

さて、そういった経緯の中で、本居宣長が修身教科書に最初に登場したのは、第三期『尋常小学修身書』巻三（大正九年）第六「せいとん」においてであった。次の通りである。

本居宣長はたくさんの本をもつてゐましたが、いち／＼本ばこに入れてよくせいとんしておきました。それで夜はあかりをつけなくても、思ふやうにどの本でも取り出すことが出来ました。

宣長はいつものちの人にむかつて、「どんなものでも、それをさがす時のことを思つたなら、しまふ時にきをつけなければなりません。入れる時に少しのめんどうはあつてもいりようの時に、早く出せる方がよろしい。」といつてきかせました。

多くの書物を所有していた宣長が、本の出納の極意をまわりの人に向けた台詞の中で語るといふ逸話である。この話は『翠園余滴』を典拠にしているという（注20）。このエピソードは「整頓」に関する秘訣を伝えるものではあるが、それが必ずしも宣長の台詞である必要はない。というよりも、宣長のことを知らない尋常小学校三年生にとって、この話はあまり響かないと思われるのである。

おそらくそのようなことを配慮してであると思われるのが、第四期『尋常小学修身書』巻三（昭和十一年）第七「せいとん」に再録される時の改訂である。次にあげる通りである。

本居宣長は、わが国の昔の本を読んで、日本が大そうりつばな国であることを人々に知らせた、名高いがくしやであります。

宣長は、たくさんの本を持つてゐましたが、一々本箱に入れて、よくせいとんしておきました。それで、夜、あか

りをつけなくても、思ふやうに、どの本でも取出すことが出来ました。

宣長は、いつもうちの人に向かつて、

「どんな物でも、それをさがす時のことを思つたなら、しまふ時に気をつけなければなりません。入れる時に、少しのめんだうはあつても、いる時に、早く出せる方がよろしい。」

といつて聞かせました。

宣長が名高いがくしやになり、りつばなしごとをのこしたのには、へいぜい物をよくせいとんしておいたことが、どれだけやくにたつたか知れません。

書物出納のエピソードは最小限の訂正で済ませ、宣長の台詞を説得力のあるものとするために、その前後に宣長に関する説明を付加している。まず、宣長という人物の人となり語り、逸話で語られた普段の心掛けのお蔭で学者として大成したことを添える。つまり、この教訓を最大限に活かすために、宣長の学者としての偉大さを明示する説明を加えたのである。これは小学三年生に習う教材であるから、まだ本居宣長の名前すら知らない児童が大多数を占めると思われる。そういうった中で、他科目ではあるけれども、第三期および第四期において（大正七年～昭和十六）、国語および国史の六年次に宣長の事跡を学習する基盤となったと推定される。

第五期になって、国民学校初等科三年生に教授する教材として「整頓」の宣長は姿を消すが、『初等科修身』四に「十 一 松阪の一夜」を転載することとなった。第三節で言及したように、当該教材はもともと第三期および第四期の小学国語読本に二十年間にわたって掲載され、定番教材となっていたものである。教科書教材としては最終形となる修身教科書掲載のものを以下に掲出し、修身教材としての性質を考察することにしよう。

本居宣長は、伊勢の国松阪の人である。若いころから読書がすきで、将来学問を以て身を立てたいと、一心に勉強

してゐた。

ある夏のなかば、宣長がかねて買ひつけの古本屋へ行くと、主人はあいさうよく迎へて、

「どうも残念なことでした。あなたが、よくおあいになりたいといはれてゐた江戸の賀茂真淵先生が、先ほどお見えになりました。」

といふ。思ひがけないことばに宣長は驚いて、

「先生が、どうしてこちらへ。」

「なんでも、山城・大和方面の御旅行がすんで、これから参宮をなさるのださうです。あの新上屋におとまりになつて、さつきお出かけの途中『何かめづらしい本はないか。』と、お寄りくださいました。」

「それは惜しいことをした。どうかしてお目にかかりたいものだが。」

「あとを追つておいでになつたら、たいてい追ひつけませう。」

宣長は、大急ぎで真淵のやうすを聞き取つてあとを追つたが、松阪の町のはづれまで行つても、それらしい人は見えない。次の宿の先まで行つてみたが、やはり追ひつけなかつた。宣長は力を落して、すごすともどつて来た。さうして新上屋の主人に万一お帰りにまたとまられることがあつたら、すぐ知らせてもらひたいと頼んでおいた。

望みがかなつて、宣長が真淵を新上屋の一室にたづねることができたのは、それから数日のもちであつた。二人は、ほの暗い行灯のもとで対面した。真淵はもう七十歳に近く、いろいろりつぱな著書もあつて、天下に聞えた老大家。宣長はまだ三十歳余りで、温和な人となりのうちに、どことなく才気のひらめいてゐる少壮の学者。年こそ違へ、二人は同じ学問の道をたどつてゐるのである。

だんたん話してゐるうちに、真淵は宣長の学識の尋常でないことを知つて、非常にたのもしく思つた。話が古事記

のことにおよぶと、宣長は

「私は、かねがね古事記を研究したいと思つてをります。それについて、何か御注意くださることはございますまいか。」

「それは、よいところにお気づきでした。私も、実は早くから古事記を研究をしたい考へはあつたのですが、それには万葉集を調べておくことが大切だと思つて、その方の研究に取りかかつたのです。ところが、いつのまにか年を取つてしまつて、古事記に手をのばすことができなくなりました。あなたは、まだお若いから、しつかり努力なされたら、きつとこの研究を大成することができませう。ただ注意しなければならぬのは、順序正しく進むといふことです。これは、学問の研究には特に必要ですから、まづ土台を作つて、それから一步一步高くなるのほり、最後の目的に達するやうになさい。」

夏の夜はふけやすい。家々の戸は、もう皆とざされてゐる。老学者の言に深く感動した宣長は、未来の希望に胸ををどらせながら、ひっそりした町筋をわが家へ向つた。

そののち、宣長は絶えず文通して真淵の教へを受け、師弟の関係は日一日と親密の度を加へたが、面会の機会は松阪の一夜以後とうとう来なかつた。

宣長は真淵の志を受けつぎ、三十五年の間努力に努力を続けて、つひに古事記の研究を大成した。有名な古事記伝といふ大著述は、この研究の結果で、わが国の学問の上に不滅の光を放つてゐる。

内容の確認をしておこう。第一段落は物語の主人公を最初に紹介するという形である。これは、さきに見た「せいとん」における冒頭と同じく、物語の照準を宣長に定めるねらいがある。第二段落からストーリーが始まる。普段から敬愛する真淵がたまたま松阪に立ち寄つたことを古本屋（柏屋）の主人から聞いて、あとを追いかけるが、見つからずにご

すごと戻ってきて、真淵一行の帰途には是非知らせてくれるように頼んだという場面である。ここは台詞の応酬によって急迫したシーンが迫真のものとなっている。第三段落は真淵と宣長の対面のシーンである。「天下に聞えた老大家」真淵と「少壯の学者」宣長の対面である。そこにはこの場面を象徴する「ほの暗い行灯」も登場している。真淵が宣長に授けた助言は、古事記の研究を大成することと順序正しく進むことである。第四段落は真淵とめぐり会った宣長の興奮冷めやらぬ姿を描いている。そこでは宣長の思いを「未来の希望」と名づけている。老いた真淵の過去の栄光に対して、若い宣長の未来の希望という対比がここにはある。第五段落は後日談である。ここで強調されているのは、江戸と松阪との距離ではなく、再度の面会の機会が訪れなかったことである。最終段落はこの話の締めくくりである。燦然と輝く大偉業たる『古事記伝』を「不滅の光」と讃えて締めくくっている。

この教科書版は、佐佐木信綱版「松坂の一夜」に基づき、これをリライトしたものであるが、最初に掲載された第三期国語教科書（大正十二年）から第四期国語教科書（昭和十三年）、そして第五期修身教科書（昭和十八年）へと、採択されるごとに多少の表現を変えながら最終版にたどり着いたわけである。佐佐木信綱版と教科書版を比較した時、もつとも相違する点は、「不滅の光」の内実である。信綱版においては、第三段落に登場した、二人を照らした「ほの暗い行灯」が「不滅の光」であるとしている。これに対して、教科書版においては、「古事記伝といふ大著述」が「不滅の光」であるとする。この改変は決定的な解釈の変更を意味する。つまり、信綱版における「不滅の光」とは、「松坂の一夜」における師弟のめぐり会いの一瞬である。真淵と宣長の対面の瞬間こそが、長久にわたる国文学史に匹敵する価値があるということである。つまり、師弟の一期一会の邂逅という美談を永遠のものとするのが「松坂の一夜」が成し遂げたことだった。それに対して、教科書版における「不滅の光」とは、宣長の努力の賜物としての『古事記伝』であった。要するに、『古事記伝』こそが長久の歴史に釣り合う価値のある成果だというわけである。この違いは些細な違いに見えるかも

しれないが、ずらされた意味はとてつもなく大きい。それは「松坂の一夜」の主題の変更を意味している。すなわち、教科書版においては、宣長の一代記として描かれており、主人公の最大の功績に文字通り光が当たっており、真淵との出会い「松坂の一夜」はそれを生み出すきっかけとなった出来事という扱いである。出会いの一瞬が悠久の歴史に匹敵するという、信綱がこの物語にこめたロマン主義的な美学とは根本的に異なるのである。

さて、一方で信綱の文章に極めて忠実なところもある。それは「不滅の光」の照らす場所である。教科書最終版（第五期修身教科書）において、「わが国の学問の上」に輝いているとするが、それ以前の国語教科書では「我が国文学の上」としていた。この改変はいかに考えるべきか。昭和十八年という時代を反映して、「国文学」よりも守備範囲の広い「わが国の学問」と改めたのか。

実はこの点こそ信綱版に忠実な箇所であって、教科書版（第三、四期）が基づいた信綱版は、大正六年刊の『賀茂真淵と本居宣長』に収録された「松坂の一夜」であり、「我が国文学史の上」であったが、第五期教科書版が基づいた信綱版は、昭和十年刊の『増訂賀茂真淵と本居宣長』だったのである。その末尾の一文は信綱の手によって、「吾が国文学史の上」と推敲されているのである。それが第五期の「わが国の学問の上」とリライトされたわけである。それは信綱の推敲（増訂版）を参照し、これを尊重することによって、改変したということである。決して時局の要請による改変ではなかった。

さて、収録される科目が異なることによって、この教材が授業で扱われる時期も変更された。国語においては、一学期の六月第三週あたり（夏休み前）に設定されていた。それは「松坂の一夜」の史実（宝暦十三年五月二十五日）に照らして妥当な配当時期である。ところが、修身においては、二学期の十月あたりに設定されたのである。このことによって、本課の目的が「秋の夜の読書」となり、それに照準を合わせた指導が行われることとなった。その結果、「教材の趣旨」



〔『初等科修身教師用』第四〕の最初に、次のような解説を置くことになった。

快い夜長の季節である。まさに灯火親むべきの時、勉学の態度について諭し、読書指導を徹底せしめようとするところに、本教材のねらひが存する。

まさに読書の秋という授業実施時期との関連で、趣旨が変わったのである。この「ねらひ」は、教材取扱いに関する要領においても繰り返し敷衍される。

このように授業時期の変更に伴う趣旨の改変だけでなく、修身教科書に独特の「趣旨」が加わっているところに注目したい。指導書に記されているものを列挙すれば、長上と話す時の言葉遣いや礼儀、対座する時の挨拶の作法、手紙を受け取った時の返事の礼法などである。ここに記された礼儀や作法は、たしかに六十七歳の老学者に対した時に三十四歳の壮年が採る振る舞いとして自然なものであるうし、それをこの教材を用いて教えるのは無理がないように思われる。同じ教材であっても、科目が変わると教える内容も変化するのである。

しかしながら、変化したのは教える内容だけではなかった。「松坂の一夜」が修身教科書に移動したことによって、敗戦後、思わぬ運命が待っていた。言うまでもなく、修身の授業は神道指令によって停止され、歴史や地理がその後復活したのとは対照的に闇の中に落ちていったからである。歴史にイフは禁物であるが、もし「松坂の一夜」が国語科の教材のまま敗戦を迎えることがあったならば、戦後の扱いはひよつとしたら変わっていたかもしれない。戦時中にほんの二年間ではあるが、修身の教材としての役割を全うし、「松坂の一夜」は教材の歴史に幕を下ろしたのである。

## （二）高等小学校・国民学校高等科

高等小学校の修身書の教材に本居宣長や国学が取り上げられたのは意外に遅く、国民学校時代の『高等科修身』一（昭

和十九年）「三みくにまなび」においてであった。その冒頭には、宣長著『玉勝間』一の巻「がくもん」が口語訳で掲出されている。次の通りである。

世間で学問といへば、すぐに漢籍を勉強することのやうに考へて、皇国の古いものを学ぶのは、特に神学とか、和学とか、国学とは言つてゐる。しかし、これは、例の支那を主にして、皇国のものを次にした考へ方で、まことによるしくないことと言はなければならない。これは、昔漢籍を学ぶことだけが行なはれて、みくにまなびを専門にする者がなかつたから、自然さういふ呼び方が起つたのである。しかし、近世になると、皇国の学問を専門にする人たちも、たくさん出来たから、むしろ漢籍を学ぶことを、漢学とか儒学とか呼び、皇国のものをこそ、もつぱら学問と呼ぶべきである。世間の人のもの言ひ方を見ると、この種の言葉を使ふ時に、内と外とのわかまへを知らないで、外国のものを、まるで内のもののやうに考へたものが多い。

学問と言えば漢学を指し、我が国の学問はそれとは区別して神学・和学・国学と呼ぶのは自己卑下の極みであると宣長は考えた。それは日本で遠い昔から漢学や儒学が行われてきた名残であつて、中国のものであれば何でもありがたがる風潮が蔓延していた。当時の日本の学者の思考の根幹にあるのは、このような華夷秩序である。華夷秩序とは、中国を世界の中心とする中華思想に則つて、周辺諸国はそれに追隨する劣つた国であるとする考え方で、東夷・西戎・南蛮・北狄と名付けてさげすみ、朝貢を求めた。ただし、特にこの時期は、明国が滅んで清国がそれに取つて代わる、いわゆる明清交代が行われたので、日本の中でも華夷秩序の轉換を主張する儒学者も現れた<sup>〔注2〕</sup>。その発想はいずれ尊王論を導き出すことになるのであるが、そのことはここでは触れない。

宣長がここで主張していることは、中国を主体とした物の考え方から自国中心の発想法への轉換である。神学・国学・和学とは、宣長に言わせれば、漢国にこびへつらう用語法であるというわけである。『うひ山ぶみ』の中でも同様のこと

を記しており、そこには国学・和学の言い換え語として「皇朝学<sup>みくにまなび</sup>」と称することを提唱している。この教材の項目タイトルが「国学」ではなく、「みくにまなび」となっているのは、そのような宣長の意図が反映されたことであつた。

このような宣長の文章の引用、紹介から始まる当該項目は、皇国の道の尊さに言及し、近代以降の歴代天皇の勅諭に及んで、次のように述べている。

中でも、明治天皇が、道の大本に就いてお示しになつた教育に関する勅語、昭和の大御代、特に青少年学徒に賜はりたる勅語に就いて、日夜その奉体に心をくだかなければならない。

明治天皇の教育勅語と今上天皇の勅語に言及し、これを奉体しなければならない旨を記している。とりわけ、昭和の勅語について、このあと長々と引用と解説を加えている。ここで言う昭和の勅語とは、昭和十四年五月二十二日に宮城前広場で、青少年学徒代表に向けて賜つた勅語（「青少年学ニ徒賜ハリタル勅語」）のことで、国力は青少年学徒の双肩に掛かっていると云つた内容である。これを丁寧な解説し、次のように続ける。

勅語を賜はつてから、こゝに数年、支那事変は、そのまゝ大東亜戦争へと移つて、今や明らかに、決戦の段階へ突き進んで来た。戦局は、まことに深刻である。ガダルカナルの転進から、山本聯合艦隊司令長官の壮烈な戦死、アッツ島に於ける山崎部隊長以下皇軍将兵の玉砕といふやうな出来事は、一億国民の胸を打ち、いつまでも忘れることのできないところで、前途容易ならぬものがあることを思はせる。国運の隆昌を双肩に荷なふ青少年学徒のつとめは、極めて重大である。

勅語奉体以降の出来事について、具体的な戦局を交えて記している。ここに書かれた事象を時系列でまとめると、次のようになる。

昭和十六年十二月八日　大東亜戦争（太平洋戦争）開戦

昭和十七年八月七日      ガダルカナル転進

昭和十八年四月十八日      山本五十六聯合艦隊司令長官戦死

昭和十八年五月二十九日      山崎保代部隊長、アッツ島にて玉碎

このように必ずしも順調ではない戦局に言及した後で、今後の「国運の隆昌」を青少年学徒の双肩に担わせるという筋である。そうして、青少年学徒には「国家の今日」を支えたとともに、「明日の国運」に備えるということが要請されるという。換言すれば、このような青少年学徒に対しては、将来の日本を背負って立つ人材に対する期待とともに、総力戦になりつつあった時局への即戦力としても求められているのである。

こういった急迫する時局を打開するための即戦力に対して、戦時下にはすでに定番となっていた大伴家持「海ゆかば」を提示し、次のような呼びかけをしている。

皇国に生まれて、忠を致し、命を捧げることこそ、臣民の道である。軍人にまれ、学徒にまれ、そのほかどんな地位、どんな職業にあるにしても、臣民として君国に報いる道に、変りあるはずはない。

尽忠報国が「臣民」として歩む道であるという。ここには、文部省による『国体の本義』（昭和十二年三月）や『臣民の道』（昭和十六年七月）に基礎付けられた理念がこのような形で教科書に反映されているわけである。そうして、そのような時局を乗り切るのに都合の良い古典が断章取義的に用いられているのである。実際のところ、本項目の冒頭に置かれた引用は、『玉かつま』でなければならぬものでは決していない。青少年学徒が戦時に持つべき矜持と戦争の相手国に対するネガティブな見方を印象づけることができるものでありさえすれば、一向に構わないのである。

その証拠に、当該項目は次のような文章で締めくくられている。

皇国の使命と戦局の推移に、深く思ひを致す時、私ども学徒は、更に一段の奮起が必要であることを感じないでは

ゐられない。本居宣長先生が、「玉かつま」で、「みくにまなび」といふことに就いてのべられた根本も、全くこの皇国のため奮起することをおいて、ほかには無いのである。

刻々と変化する戦局に対してなすべきことを考えさせる教材は、銃後の学徒が「奮起」を促す文章で終結する。ここで注意すべきは、読者たる国民学校高等科の生徒に対して一貫して「私ども学徒」と記して、語り手が読者と同化する視点を導入していることである。上から語りかける「学徒諸君」ではなく、目線を下げて読者と一体化する「私ども学徒」なのである。巧妙に生徒の視点に入り込むことによって、朗読する者の思考を操る効果が生まれる。学徒の認識を巧みに誘導して、銃後の学徒はいつしか前線の兵隊に同化する。

この最終段落は冒頭に置かれた『玉かつま』に言及し、本論の主張をまとめる形で結んでおり、その意味で首尾呼応の構成を取っている。しかしながら、当該教材の論旨において『玉かつま』を引用し、「みくにまなび」を取り上げているのは、それが青少年学徒に向けたアジェンションであり、高等科修身の教科書教材だからであって、それ以上のものではない。つまり、「みくにまなび」は学徒にとって、戦局に対する現状認識と国威を発揚するための教材として機能していたのである。日本軍が中国戦線を闘っていた昭和十八年というリアルタイムにおいて、「玉かつま」の中で宣長が記した儒学・漢学に対する敵対意識は、当時の学徒の敵愾心をかき立てるための、いわば出汁にされたわけである。実際のところ、宣長が「がくもん」の項目で主張しているのは、儒学・漢学に媚びへつらい、わが国の学問を二の次と考える同時代の学者に対する批判と、わが国の学問を尊重し、それに自信と自尊心を持つことの重要性を訴える毅然とした態度である。ここに見えるのは、引用文と解説本文との乖離であり、宣長テキストの明らかな曲解である。

このような曲解や断章取義に満ちた修身教科書は、戦後の学制改革の中でこぼれ落ち、学校の教室で教えられることはなくなった<sup>(注22)</sup>。教育勅語の廃止とともに学校から追放され、なかったことにされたのである。修身教科書が漆黒と静寂

の闇に落ちた時、宣長国学もまた巻き添えを食らって、もろともに闇の底に沈んでいった。

## 六、結語

戦前・戦中の小学校教科書は、歩調を合わせるかのように、本居宣長の国学を取り上げ、時局の変転に応じて取り上げ方を変えていった。そうして、敗戦を迎えた時、そこには三つの道が用意されていた。国語教科書は墨が塗られた上、差し替えられた。国史教科書は一時、授業停止の指令が下るが、その後全面改訂の流れの中で、それまでとはまったく異なる位置づけがなされた。修身教科書は国史とともに授業停止の指令を受け、そのまま廃業となり、復活することはなかった。

国語・国史・修身は国民学校国民科の科目として、戦争に突入したが、戦に敗れてから三者三様の道を歩むこととなった。宣長国学を視座として見渡すと、小学教科書はかくのごとき運命をたどったことが導き出される。

### 注

(1) 拙著『本居宣長の大東亜戦争』（ぺりかん社、平成二十一年八月）第三章「近代宣長像の形成と変容（上）」「松坂の一夜」伝説の成立」および第四章「近代宣長像の形成と変容（下）」「敷島歌の解釈の変容」参照。

(2) 『復刻版 文部行政資料（終戦教育事務処理提要）』第一集（国書刊行会、平成九年、原本は昭和二十年十一月刊）、および同第二集による。以下同じ。

(3) 吉田裕久『戦後初期国語教科書史研究―墨ぬり・暫定・国定・検定―』（風間書院、平成十三年三月）参照。

- (4) 江藤淳『閉された言語空間―領軍の検閲と戦後日本』（文藝春秋社、平成元年八月）参照。
- (5) 文部省編『学制百二十年史』（ぎょうせい、平成四年十一月）参照。以下同じ。
- (6) 当該箇所の原文は *ultra-nationalistic ideology* である。これを「極端ナル国家主義的イデオロギー」あるいは「過激ナル国家主義的イデオロギー」と和訳したわけである。後に丸山眞男はこれを「超国家主義」と訳している（「超国家主義の論理と心理」『日本政治思想史研究』（東京大学出版会、昭和二十七年十二月）所収）。
- (7) 大久保正『本居宣長の万葉学』『まへがき』（大八洲出版社、昭和二十二年九月）。序文は昭和二十一年三月の年記を有する。
- (8) 「松坂の一夜」に関する顛末は、拙著『真淵と宣長―「松坂の一夜」の史実と真実』（中央公論新社、平成二十九年二月）参照。
- (9) 拙著『国学史再考―のぞきからくり本居宣長』（新典社選書、平成二十四年一月）第十三章「太平洋戦争期の国学―敷島歌・日本精神・武士道」参照。
- (10) 前掲『本居宣長の大東亜戦争』第二章「同時代思想としての国学（下）―日本精神論の流行と変容」参照。
- (11) 前掲『戦後初期国語教科書史研究―墨ぬり・暫定・国定・検定―』参照。
- (12) 前掲『本居宣長の大東亜戦争』第四章「近代宣長像の形成と変容（下）―敷島歌の解釈の変容」参照。
- (13) 日露戦争の日本海海戦における秋山真之の打電「本日天気晴朗ナレドモ波高シ」をはじめとして、「波」は海戦を想起させるのに十分な記号である。
- (14) 第二首紀友則歌は戦後、新制中学二年の国定教科書『中等国語』二（昭和二十二年十二月刊）に掲載され、その後も桜を詠んだ歌の定番として国語教科書に定着した。

(15) 川田順『幕末愛国歌』（第一書房、昭和十四年六月）は宣長の当該歌について、「何とよい歌ではないか。東亜新秩序の建設・皇国の大陸政策と云ふやうな今日の標語を、一百四十年の昔に宣長は知つてゐたのではないかとさえ感じられる。勿論、彼は斯様

小学教科書の敗戦（田中）

小学教科書の敗戦（田中）

な具体的の予見をなしたわけではないが、皇国を礼讃し、その進運を祈願する真心は、おのづからにして此の絶唱を成さしめたのであつた」と評している。教授書の種本になったと思われるが、少し勇み足が過ぎる。

(16) 「国民学校後期使用図書ノ削除修正箇所ノ件」(昭和二十一年一月二十五日発教一四号、教科書局長ヨリ地方長官学校長)による。

(17) 海後宗臣『歴史教育の歴史』(東京大学出版会、昭和四十四年二月)「13 人物中心の歴史」参照。

(18) 家永三郎編著『くにのあゆみ』編纂始末』(民衆社、平成十三年二月) 参照。

(19) 「決戦教育措置要綱」(昭和二十年三月十八日閣議決定)により、同年四月一日より一年間、国民学校初等科以外のすべての授業が原則停止となった。

(20) 『尋常小学修身書卷三修正趣意書』(大正九年)による。

(21) 山鹿素行『中朝事実』は華夷秩序転換を提唱している。

(22) 文部省図書監修官の大島文義によれば、科目としての修身が授業停止になる前に、「終戦二伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」の修正方針に基づいて、修身書にこれを適用し、修正講習を行ったが、この教材は修正が必須の具体例の中にその名を見出すことができる。



## Japan's Defeat and Elementary-School Textbooks

Koji Tanaka

### Abstract

From August 15, 1945 the modern Japanese system experienced a radical, 180 degree change. The education administration was no exception. This paper examines how elementary school textbooks changed using the way in which they handled the nativist learning (*kokugaku*) of Motoori Norinaga as a benchmark. Immediately after Japan's defeat, the continuation of "national schools" and the textbooks used there became a major issue.

First, in accordance with GHQ's four major reform directives, Japanese language textbooks had passages redacted in two phases, and when they were reorganized into interim textbooks, Norinaga's poetry had disappeared from them. Next, in accordance with directives, the teaching of Japanese history was suspended, but due to drastic reforms, the classes were able to continue. Before and during the war, Norinaga's nativist learning was treated as a theory promoting reverence for the emperor, but after the war, it was treated as one of other early-modern schools of thought, together with Confucian and Dutch learning. Third, in accordance with directives, ethics classes were abolished, and Norinaga's nativist learning was not taught again in that context. The pre-war and wartime image of nativist learning in the three subjects above was a false one that was constructed out of misinterpretations remote from reality and ad-hoc distortions.

For Japanese language textbooks, the facts were distorted to favor one position over others, and unrelated items were forced into interpretations. For history textbooks, Confucianism was incorporated into nativist studies in

a way that privileged one reading over others, and for ethics textbooks, commentary by nativists was arbitrarily removed in a way that invited interpretations of convenience that took it out of context. These misreadings and distortions planted an image of nativist learning that was at odds with its original shape. As a result, while during the war nativist learning played a role in encouraging national prestige and raising morale, it became the target of redaction and deletion after the war. Classes for Japanese, history, and ethics were part of the national course in national schools, and they were taught as subjects within the same curriculum, but after the war, they were split into Japanese and Social Studies, and taught with completely different curriculums.

keywords : Elementary-School Textbooks, Japan's Defeat, Motoori Norinaga, nativist studies misreadings and distortions